

大阪市監査委員	坂 井 良 和
同	福 田 賢 治
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 19 年 12 月 12 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市は、現在の社団法人大阪市人権協会（以下「協会」という。）との間で、委託期間を平成 7 年 7 月 1 日から 8 年 3 月 31 日までとする市有地における駐車場等に関する管理委託契約などを締結した。それ以降現在に至るまで、おおむね同様の内容の管理委託契約等が自動更新されている。

前記契約等に基づいて協会が管理運営している駐車場等は、確認しただけでも 50 数ヶ所にも上るが、協会は、上記契約書での管理運営による収益が費用を超えることとなった場合にその 3 分の 2 を市に納入する旨の規定に反し、納入を怠り続けている。

平成 14 年度から 18 年度までの売上高は約 4 億 4000 万円から約 4 億 8000 万円台までで推移し、大きな変化がないが、市への納付金の推移をみると、14 年度から 16 年度までは約 5500 万円から約 5900 万円で推移しているのに、17 年度では 8000 万円に急増し、18 年度では 1 億 9992 万円余りに激増している。

18 年度の納付金を前提とすると、14 年度から 17 年度までの納付金が、前記規定に反し、納入を怠り続けていることは明らかである。

14 年度から 17 年度までの間、その内容に実体を伴わない不明朗な「業務協力費」

や「用地協力費」を売上原価に含め、14年度から18年度では協会の管理費を過大に計上して、納付金の支払いを怠っていることは明らかである。

例えば、18年度の管理費内訳をみると、人件費、会議・通信費、業務委託費などの金額が、社会通念に照らして高すぎるなど、過大ないし架空計上の疑いがある。

18年度決算では、その他にも、会計処理上過大ないし架空計上されており、例えば、未払金が2億1000万円を超える額が計上されているが、駐車場の管理運営でこのような額の未払金が生じることは考えられない。

納付金が最も多い18年度ですらこれだけの問題があるので、14年度から17年度までの期間についても推してしるべしである。

以上より、協会が過大な経費を計上するなどして、前記規定に反し、公金を違法に取得していることは明らかで、協会が違法に取得した公金は市に返還されるべきものである。市長は、協会の管理運営業務が適切に行われているかどうかを調査し、かかる違法、不当な支出が行われている場合には、協会に対して改善を求めるとともに、その返還を求める請求権を有するが、その行使を漫然と怠っている。

よって、監査委員が、市長に対し、駐車場等の管理ないし目的外使用に関し、協会が大阪市に対する納入を怠った違法な収益を返還させるために必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている（平成2年6月5日、平成16年11月25日、平成16年12月7日各最高裁判決ほか）。

本件請求は、協会と本市との駐車場管理運営に係る管理委託契約等に関して、取り決めに反する協会による違法収益等があるにもかかわらず、市長が協会に対する請求権の行使を怠っているとして、形式的には「財産（債権）管理を怠る事実」を請求の対象にしようとするものと解されるが、市長に係る固有の違法不当性については、専ら具体的に主張される協会の違法収益等の状況とは対照的に、単に協会による違法収益等が明らかであるにもかかわらず市長が漫然と怠っている旨、主張されているに過ぎない。

また、事実証明書についても、市長に係る固有の違法不当性を直接根拠づけるものと解されるような書面の添付はなく、その一方で、請求人が主張するところの協会による

違法収益等に関する書面が多数添付されているに過ぎない。

そうすると、実質的に見て、本件請求は、市長による違法不当に怠る事実についての主張も、それらを証する書面の添付も欠き、また、住民監査請求の趣旨である本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の怠る事実の違法不当性の有無を監査によって明らかにしようとするものとは解することはできず、法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。

なお、上記判断は、現行法規等を前提とする以上そのように判断せざるを得ないのであって、請求人の本件請求の趣旨を満たすためには、法改正等の立法政策が必要になるものと考えられる。

また、市有地を利用した駐車場については、市民の貴重な財産の活用の一環であることから、適正な管理が求められ、効率的に運営されているか、特定団体への便宜供与になっていないか、そもそも駐車場として供すべき土地かどうかといった観点から見直しを行う必要がある旨とされ（平成 17 年 9 月 21 日付け大阪市福利厚生制度等改革委員会第 3 次報告及び平成 18 年 7 月 14 日付け第 7 次報告）、特に、道路高架下の占用許可による駐車場については、原則として道路管理者と同等の能力を有する者に一括して占用させるものとする国の指導基準（「国土交通省道路局長通達（平成 17 年 9 月 9 日 国道利第 5 号）」）もある。

これらを踏まえ、平成 19 年 2 月には「市有地を利用した駐車場の今後の方向性」がとりまとめられたところであるが、土地所管局等は、通達の遵守をはじめとする早急な対応をすべきと思われるので、この際あえて付言する。